

事務連絡
令和3年9月17日

各都道府県建設業協会 専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
労働部

令和3年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より本会の事業活動の推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年度の地域別最低賃金額の改訂については、令和3年8月から9月の間に改定公示が行われ、令和3年10月1日から順次発効され、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

今般、厚生労働省労働基準局長より、別添の通り改定最低賃金額及び発効日の周知依頼がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様へ周知下さいますようよろしくお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 吉田

基 発 0 9 0 9 第 5 号

令 和 3 年 9 月 9 日

関係団体各位

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

令和3年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

最低賃金行政の運営について、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年度の地域別最低賃金額の改定については、全ての都道府県において、令和3年8月から9月の間に、改定公示が行われ、令和3年10月1日から順次発効されます。

また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

これらの改定された最低賃金額（以下「改定額」という。）については、広く国民に周知し、その履行確保を図る必要があることから、厚生労働省では、広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいます。

については、貴団体におかれましても、傘下の会員等に対し、改定額及び発効日の周知について、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年度 地域別最低賃金 改定状況

都道府県名	改定額【円】 ※括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額	引上げ額【円】	発効年月日
北海道	889 (861)	28	2021年10月1日
青森	822 (793)	29	2021年10月6日
岩手	821 (793)	28	2021年10月2日
宮城	853 (825)	28	2021年10月1日
秋田	822 (792)	30	2021年10月1日
山形	822 (793)	29	2021年10月2日
福島	828 (800)	28	2021年10月1日
茨城	879 (851)	28	2021年10月1日
栃木	882 (854)	28	2021年10月1日
群馬	865 (837)	28	2021年10月2日
埼玉	956 (928)	28	2021年10月1日
千葉	953 (925)	28	2021年10月1日
東京	1,041 (1013)	28	2021年10月1日
神奈川	1,040 (1012)	28	2021年10月1日
新潟	859 (831)	28	2021年10月1日
富山	877 (849)	28	2021年10月1日
石川	861 (833)	28	2021年10月7日
福井	858 (830)	28	2021年10月1日
山梨	866 (838)	28	2021年10月1日
長野	877 (849)	28	2021年10月1日
岐阜	880 (852)	28	2021年10月1日
静岡	913 (885)	28	2021年10月2日
愛知	955 (927)	28	2021年10月1日
三重	902 (874)	28	2021年10月1日
滋賀	896 (868)	28	2021年10月1日
京都	937 (909)	28	2021年10月1日
大阪	992 (964)	28	2021年10月1日
兵庫	928 (900)	28	2021年10月1日
奈良	866 (838)	28	2021年10月1日
和歌山	859 (831)	28	2021年10月1日
鳥取	821 (792)	29	2021年10月6日
島根	824 (792)	32	2021年10月2日
岡山	862 (834)	28	2021年10月2日
広島	899 (871)	28	2021年10月1日
山口	857 (829)	28	2021年10月1日
徳島	824 (796)	28	2021年10月1日
香川	848 (820)	28	2021年10月1日
愛媛	821 (793)	28	2021年10月1日
高知	820 (792)	28	2021年10月2日
福岡	870 (842)	28	2021年10月1日
佐賀	821 (792)	29	2021年10月6日
長崎	821 (793)	28	2021年10月2日
熊本	821 (793)	28	2021年10月1日
大分	822 (792)	30	2021年10月6日
宮崎	821 (793)	28	2021年10月6日
鹿児島	821 (793)	28	2021年10月2日
沖縄	820 (792)	28	2021年10月8日

令和3年9月9日

ご担当者様

厚生労働省労働基準局賃金課

業務改善助成金リーフレットの送付について

平素より労働基準行政に御協力を賜り誠にありがとうございます。

「令和3年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）」において、改定最賃額及び発効日の周知について御協力のお願いを申し上げたところですが、厚生労働省では、最低賃金の引上げに向けた中小企業事業主への生産性向上のための支援の一環として、「業務改善助成金」の支給を行っておりますので、傘下の会員等に対してあわせて周知いただきたくご案内させていただきました。

業務改善助成金については、厚生労働省のホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/zigyonusi/shienjigyou/03.html) でご案内しておりますとともに、リーフレットを同封させていただきます。ご不明な点等ございましたら、下記担当者までお問い合わせください。

記

・ 業務改善助成金リーフレット

…2部

【担当者】

厚生労働省労働基準局

賃金課 賃金・退職金制度係 松浦

代表：03-5253-1111（内線：5348）

令和3年8月から

「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
を行った場合に、その費用の一部を助成します。



詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索

変更後のコース内容

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率		
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※2)		
		2～3人	30万円				
		4～6人	50万円				
		7人以上	70万円				
		10人以上(※1)	80万円				
30円コース	30円以上	1人	30万円				
		2～3人	50万円				
		4～6人	70万円				
		7人以上	100万円				
		10人以上(※1)	120万円				
(新設) 45円コース	45円以上	1人	45万円		【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2)		
		2～3人	70万円				
		4～6人	100万円				
		7人以上	150万円				
		10人以上(※1)	180万円				
60円コース	60円以上	1人	60万円				
		2～3人	90万円				
		4～6人	150万円				
		7人以上	230万円				
		10人以上(※1)	300万円				
90円コース	90円以上	1人	90万円				
		2～3人	150万円				
		4～6人	270万円				
		7人以上	450万円				
		10人以上(※1)	600万円				

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

その他の変更点

- ◆ PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。
※特例のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限りです。
- ◆ 同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 「業務改善助成金コールセンター」を開設しましたので、お気軽にお問い合わせください。

【受付時間】平日8:30～17:15 【電話番号】03-6388-6155

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
最寄りの都道府県労働局に提出
※申請先は、各労働局雇用環境・均等部（室）

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

労働局に
事業実施結果
を報告

審査

支給

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

～業務改善助成金の活用事例～

業務改善 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

事例1 【所在地】三重県 【従業員数】26人 【事業内容】建築物清掃業
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。
清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化した



さらなる工夫
受発注は電話のみで行うことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようにした。

実施内容 業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

成果 清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、活用可能な助成金を検索

業務改善 テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

事例2 【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。
注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい



さらなる工夫
揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

実施内容 テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果 注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

令和3年8月から 業務改善助成金が使いやすくなります



『業務改善助成金』は、設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、業務改善助成金の内容を大幅に拡充します。
(③はコロナ禍により売上等が一定減少した事業主又は事業場内最低賃金900円未満の事業場に限る)

① 45円コースを新設

② 年度内に2回目の申請が可能

③ 上限加算の対象人数を10人まで拡大

対象者（事業場）

- ① 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- ② 事業場規模100人以下

支給要件

- ① 賃金引き上げ計画を策定し、**事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる**こと
- ② 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- ③ 生産性向上に役立つ**機器・設備などを導入**して業務改善を行い、その費用を支払うこと
- ④ 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと
- ⑤ 10人以上の上限額区分を適用する場合のみ、ア又はイに該当すること
ア 賃金要件：**事業場内最低賃金900円未満**の事業場
イ 生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年または前々年の同じ月に比べて、**30%以上減少**している事業者

助成額

最大 **450万円**（上記⑤のア又はイに該当する場合 **最大 600万円**）

コースにより異なるので、詳細は裏面を確認してください

助成率

	通常	生産性要件あり
事業場内最低賃金 900円未満	4 / 5	9 / 10
900円以上	3 / 4	4 / 5

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

助成対象

設備投資（**機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練**など）

- ※ **PC、スマホ、タブレット**の他、**貨物自動車**なども生産性向上の効果が認められる場合は対象
(⑤のイの生産量要件に該当し、引き上げ額30円以上の場合に限る)

各コース助成上限額

	引き上げる労働者数				
	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上
・45円コースを新設 ・10人以上の上限区分を新設					
20円コース (20円以上引き上げ)	20万円	30万円	50万円	70万円	80万円
30円コース (30円以上引き上げ)	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
45円コース (45円以上引き上げ)	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
60円コース (60円以上引き上げ)	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
90円コース (90円以上引き上げ)	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円

活用事例

助成対象の例

設備投資

- ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ▶ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化

コンサルティング

- ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

その他

- ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮 など

この他にも業務改善助成金の活用事例は厚生労働省HPに掲載しています。



手続きの流れ



申請期限

令和4年1月31日

i 【お問い合わせ】

令和3年8月10日より業務改善助成金コールセンターを開設します。

電話番号：03-6388-6155 (受付時間 平日8:30～17:15)

【申請窓口】事業場がある地域の都道府県労働局雇用環境均等部(室)で受け付けています